

豊中市難病連携会議実施要綱

(目的)

第1条 市立豊中病院（以下「病院」という。）と、豊中市保健所（以下「保健所」という。）が豊中市難病連携会議（以下「会議」という。）を開催することにより、神経難病患者の情報交換を通じて、諸課題の解決に向けた検討を行い、地域支援等を効果的に行うことができるようにすることを目的とする。

(検討事項)

第2条 会議では、次の各号に掲げる事項について討議を行うものとする。

- (1) 病院へ入院若しくは外来通院されている神経難病患者の問題に関する事項
- (2) 病院と保健所の連携に関する事項
- (3) 神経難病患者に対する地域医療・福祉の支援に関する事項
- (4) その他必要と認める事項

(会議の開催)

第3条 会議の開催は、原則として年1回の開催とする。ただし、病院または保健所の求めにより、臨時に開催することができるものとする。

(会議の場所)

第4条 会議の場所は、原則として病院にて開催するものとする。

(会議の参加者)

第5条 会議の参加者は、病院脳神経内科医師、脳神経内科病棟担当看護師長、地域医療連携部医療ソーシャルワーカー、その他関係職員および保健所職員（保健師等）とする。

(会議の運営)

第6条 会議の運営は、保健所職員が行うものとする。なお、会議録は保健所で作成し、病院に配布するものとする。

(守秘義務)

第7条 会議の参加者は、会議を通じて知り得た個人の情報をみだりに他にもらしてはならない。

(問題が生じた場合)

第8条 本会議について問題が発生した場合は、病院及び保健所の双方が協議の上解決するものとする。

附則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。